



平成 29 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 G F A 株式会社
代表者名 代表取締役 高木 良
(コード : 8783)

問合せ先責任者 経営企画部主任 飛田 津由佳
(TEL 03-6432-9140)

(訂正) 第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関するお知らせ

平成 29 年 6 月 22 日に開示致しました「第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

7 ページ

5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(訂正前)

(中略)

以上のことから、当社の監査役会より、本新株予約権の算定には、当社及び割当予定先とも契約関係がなく独立した立場であると認められた第三者評価機関が評価を行っていること、本新株予約権の価額算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して第三者評価機関から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を払込金額に決定していることにより、発行条件が特に有利な金額には該当しないと判断をする旨の意見を得ております。

(訂正後)

以上のことから、当社の監査役3 名より、本新株予約権の算定には、当社及び割当予定先とも契約関係がなく独立した立場であると認められた第三者評価機関が評価を行っていること、本新株予約権の価額算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して第三者評価機関から提出されたデータや資料に照らし、当

該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価値額と思われ、その公正価値評価額を払込金額に決定していることにより、発行条件が特に有利な金額には該当しないと判断をする旨の意見を得ております。

以上